

命 令 書 (写)

金沢市西念 4 - 1 - 10

申立人 一真会大口水産労働組合
執行委員長 X1

金沢市上近江町 38 番地
被申立人 大口水産株式会社
代表取締役社長 Y1

上記当事者間の石労委平成 19 年（不）第 3 号大口水産事件（平成 19 年 4 月 12 日申立て）について、当委員会は、平成 20 年 4 月 8 日、第 556 回公益委員会議において、会長公益委員三林隆、公益委員中村明子、同細川俊彦、同小倉正人、同杉原孝一出席し、合議のうえ、次のとおり命令する。

主 文

- 1 被申立人は、申立人の X1 執行委員長らに対し、上部団体への加盟をやめるよう発言したり、大口水産第二労働組合八斗烈会はちとれつかいの組合員である会社の下級職制を利用して、申立人の組合員に対して、申立人からの脱退及び大口水産第二労働組合八斗烈会への加入を勧奨するなどして、申立人の活動に対し支配介入をしてはならない。
- 2 被申立人は、申立人の X2 書記長に対して、正当な理由なくして勤務時間の短縮を命じ、賃金を減額するなどして、不利益取扱いをしてはならない。
- 3 被申立人は、本命令書（写）受領後速やかに、下記の文書を申立人に手交するとともに、縦 1.5 メートル・横 1 メートルの大きさの白紙に、楷書で明瞭に記載し、会社内の掲示板に 10 日間棄損することなく掲示しなければならない（文書に記載する日付は、被申立人が申立人に対して、下記文書を手交・掲示した日とすること）。

記

平成 20 年 月 日

一真会大口水産労働組合

執行委員長 X1 様

大口水産株式会社

代表取締役社長 Y1

当社が貴組合に対して行った下記の行為は、石川県労働委員会において労働組合法第7条第1号及び第3号に該当する不当労働行為であると認定されました。

今後、このような行為を行わないようになります。

記

- 1 貴組合の X1 執行委員長らに対し、上部団体である U I ゼンセン同盟石川県支部への加盟をやめるよう発言したこと。
- 2 大口水産第二労働組合八斗烈会の組合員である従業員を利用して、貴組合員に対し、貴組合からの脱退及び大口水産第二労働組合八斗烈会への加入を勧奨したこと。
- 3 貴組合の X2 書記長に対し、正当な理由なくして勤務時間の短縮を命じ、賃金を減額したこと。

理 由

第1 事案の概要及び請求する救済の内容の要旨

1 事案の概要

本件は、申立人一真会大口水産労働組合（以下「一真会」という。）が、被申立人大口水産株式会社（以下「会社」という。）に対して、同組合の結成を通知した直後の平成18年12月20日以降、会社の役員らが、①一真会の X1 執行委員長（以下「X1 執行委員長」という。）らに対し、上部団体である U I ゼンセン同盟石川県支部（以下「U I ゼンセン同盟」という。）への加盟をやめるよう繰り返し発言したこと、②大口水産第二労働組合八斗烈会（以下「第二組合」という。なお、結成当初は、「第2労働組合【雇用条件改善委員会】」と称した。）の組合員である会社の下級職制を利用して、一真会の組合員に対して、一真会

からの脱退及び第二組合への加入を勧奨したこと、③一真会の X2 書記長（以下「X2 書記長」という。）に対し勤務時間の短縮を命じたことなどが、労働組合法第 7 条第 1 号及び第 3 号に該当する不当労働行為であるとして、次の 2、(1)、(2) 及び(3) の内容の救済を求めて、一真会から平成 19 年 4 月 12 日に救済申立てがあった事案である。

2 請求する救済の内容の要旨

- (1) 会社は、一真会の役員等に対して、上部団体への加盟をやめるよう発言したり、一真会に加入していない従業員を利用して、一真会の組合員に対して、一真会からの脱退及び第二組合への加入を勧奨するなどして、一真会の活動に対する支配介入をしてはならないこと。
- (2) 会社は、X2 書記長に対して、組合員であることを理由として勤務時間の短縮を命じ、賃金を不适当に減額する不利益取扱いをしてはならないこと。
- (3) 会社は、本命令交付後 3 日以内に、不当労働行為を行ったことについての謝罪文を一真会に交付するとともに、同文を朝日・読売・毎日・日本経済・北國・北陸中日の各新聞紙上に掲載し、さらに、同文を社内掲示板に縦 2 メートル・横 4 メートル以上の大きさの白紙または白板に明瞭に墨書きし、連続 20 日間掲示しなければならないこと。

第 2 爭点及び当事者の主張の要旨

本件は、会社が一真会の弱体化を意図して、以下の不当労働行為を行ったかどうかを争点としている。

1 会社は、一真会の役員等に対して、上部団体への加盟をやめるよう発言するなどして、一真会に対する支配介入を行ったか。

(1) 申立人の主張要旨

会社の役員は、一真会の役員等に対して、同組合の結成を非難し、威圧的に上部団体への加盟をやめるよう要請するなどして、同組合に対する支配介入を行った。

(2) 被申立人の主張要旨

会社の役員が、一真会の役員等に対して、上部団体への加盟をやめるよう発言したことは、意見表明にとどまるものであり、支配介入とまではいえない。

2 会社は、第二組合員である下級職制を利用して、一真会の組合員に対して、一真会からの脱退及び第二組合への加入を勧奨するなどして、一真会に対する支配介入を行ったか。

(1) 申立人の主張要旨

会社が、第二組合の結成に関与し、第二組合員である従業員を利用して、一真会からの脱退及び第二組合への加入を勧奨したことは、会社による一真会に対する支配介入である。

(2) 被申立人の主張要旨

会社は、第二組合の結成及び第二組合員による一真会からの脱退勧奨等に一切関与していない。

3 会社が、一真会の X2 書記長に対して、勤務時間の短縮を命じ、賃金を減額したことは、正当な理由によるものか。あるいは、組合活動を理由とした不利益取扱いであるか。

(1) 申立人の主張要旨

会社が、一真会の X2 書記長に対して、勤務時間の短縮を命じ、賃金を減額したことは、組合活動を理由とした不利益取扱いである。

(2) 被申立人の主張要旨

会社が、一真会の X2 書記長に対して、勤務時間の短縮を命じたのは、経営の合理化を図るとともに、労働基準監督署の是正勧告に従い、会社全体で時間外労働を削減する必要があったためであり、正当な理由によるものである。

第3 認定した事実

1 当事者

(1) 申立人一真会大口水産労働組合

一真会は、肩書地に住所を置き、平成 18 年 10 月 28 日に会社に勤務する労働者により結成された労働組合であり、11 月 30 日に上部団体の U I ゼンセン同盟に加盟している。本件申立時の組合員数は 18 人である。

【甲 1、甲 11、申立書（当事者間に争いのない事実）、
平成 19 年 11 月 16 日申立人求釈明回答】

(2) 被申立人大口水産株式会社

会社は、昭和 19 年 6 月 28 日に設立され、鮮魚介、塩干魚介、藻類その他

一般水産物及び加工食品の販売等を業としている。肩書地にある近江町市場内に本社・事務所（以下「近江町事務所」という。）及び小売店舗を置くほか、金沢市西念に卸売部門の事務所（以下「西念事務所」という。）を有している。本件申立時の従業員数は約 170 名である。

【答弁書（当事者間に争いのない事実）、平成 19 年 11 月 14 日
被申立人求釈明回答】

2 会社の組織及び職制等

会社は、Y2 代表取締役社長（当時。現在は代表取締役会長。以下「Y2 社長」という。）以下、Y1 代表取締役専務（当時。現在は代表取締役社長。以下「Y1 専務」という。）及び Y3 常務取締役（当時。現在は取締役専務。以下「Y3 常務」という。）の三役の下に、近江町事務所に、総務部、塩干部、冷凍部及び近江町鮮魚部を、西念事務所に西念鮮魚部及び太物部を置いていた。

会社の職制については、三役以下、近江町小売統括部長及び西念卸部統括部長、監査役及び部長、執行役員、課長までを管理職とし、下級職制として、課長の下に、課長補佐、係長、主任を置いていた。

会社の人事、経営などの重要事項は、Y2 社長、Y1 専務及び Y3 常務の三役が協議して決定するとしていたが、実際は Y2 社長が実権を握っていた。なお、平成 19 年 5 月 27 日の役員改選により Y2 社長が代表取締役会長となり、Y1 専務が代表取締役社長となった後も、実権は Y2 会長にあった。

【乙 9、第 1 回審問調書 2 頁、第 3 回審問調書 19 ~ 20 頁、
平成 19 年 11 月 14 日被申立人求釈明回答】

3 一真会の結成及び上部団体への加盟

（1）一真会の結成に至る経緯

平成 16 年 12 月 16 日、会社は、金沢労働基準監督署から、三六協定を超えた時間外労働が行われていることなどについて是正勧告を受け、事前に従業員に説明することなく賃金体系を変更した。この変更により、多くの従業員の賃金が減額となったが、変更後に開かれた従業員集会で、当時の Y2 社長は、「嫌なやつは辞めてもらって結構」と言った。

太物部係長の X1 執行委員長ら太物部を中心とした従業員は、会社が労働法規に違反した労務管理を行い、従業員に対し事前の説明もなく労働条件を変更したなどとして危機感を抱き、U I ゼンセン同盟に相談しながら秘密裡

に労働組合結成の準備を進め、平成 18 年 10 月 28 日、一真会を結成した。会社には、設立以来 60 余年、労働組合が存在したことではなく、一真会が初めて結成された労働組合であった。

11 月 30 日、一真会は上部団体の U I ゼンセン同盟に加盟した。

【甲 1、甲 11～13、甲 28、乙 3～4、第 1 回審問調書 6～8 頁、同 24～29 頁、同 40～43 頁】

(2) 会社に対する組合結成通知

ア 12 月 9 日、X2 書記長（当時は書記長に就任していない。）は、上司の Y4 取締役兼太物部長（以下「Y4 太物部長」という。）に対し、一真会の結成を通知した。同部長は X2 書記長に、「もうできたもんはしゃあないけど、こんな小さな会社で組合ないほうがいいよ」と言った。しかし、同部長は、X2 書記長から一真会の結成通知があったことを Y2 社長らに報告しなかった。

【甲 13、第 2 回審問調書 56 頁～59 頁】

イ 12 月 14 日、U I ゼンセン同盟は、Y5 執行役員兼総務部長（以下「Y5 総務部長」という。）に電話で面接を申し込み、18 日、支部長以下 2 名が本社を訪れ、Y1 専務、Y5 総務部長及び公認会計士 1 名同席のもとに、一真会の結成を通知した。Y2 社長はこの場に同席しなかった。

同支部長らは、組合結成の趣旨及び U I ゼンセン同盟の概要などについて説明し、不当労働行為を行わないよう申し入れた。このとき会社役員らは、同支部長らに対し、「組合は認めない。組合は会社をつぶすもの」と発言した。

12 月 25 日、一真会は会社に対し、労働組合の結成を文書で通知し、第 1 回団体交渉を申し入れた。

【甲 1、甲 4 の 1、甲 11、甲 13、乙 9、第 1 回審問調書 10 頁】

ウ 12 月 15 日と 19 日、Y2 社長、Y1 専務、Y5 総務部長は、一真会結成への対応について協議した。

12 月 23 日、会社は社員総会を開催し、その際、Y2 社長は、上部団体に加盟すると組合費の支払いにお金がかかる旨の発言をした。

【甲 11、甲 13、第 1 回審問調書 15 頁、第 3 回審問調書 20～23 頁】

4 上部団体加盟についての発言

(1) X1 執行委員長に対する発言

一真会の結成通知を受けた翌日の平成 18 年 12 月 19 日、Y1 専務は、X1 執

行委員長に電話をし、翌 20 日に同専務の自宅で会うことを約束した。しかし、12 月 20 日、Y1 専務は、自宅で同執行委員長と会うことは不当労働行為に当たる可能性があると考え直し、同執行委員長に面談を取りやめると伝えた。

12 月 20 日、Y3 常務は、西念事務所の会議室に X1 執行委員長を呼び入れた。途中から同常務から連絡を受けた Y1 専務も加わり、同専務らは、「何で作った」、「何人いる」、「U I ゼンセンは認めない。ヤクザみたいなもんだ」と発言するとともに、上部団体への加盟をやめるよう発言した。同執行委員長は、「考えておきます」と答えた。

12 月 23 日、一真会は臨時総会を開催し、上部団体 U I ゼンセン同盟への加盟継続を全会一致で可決し、25 日に会社に対して文書通知した。

【甲 2、甲 4 の 1、甲 11、甲 13、乙 9、第 1 回審問調書 10 ~ 12 頁、
同 14 ~ 15 頁、第 3 回審問調書 23 ~ 28 頁】

(2) 加盟継続通知後の一真会役員に対する発言

平成 19 年 2 月 25 日、Y1 専務は X1 執行委員長に対し、一真会は認めるが、ユニオンショップ協定、U I ゼンセン同盟は認めない旨発言した。

3 月 1 日、Y3 常務は、一人でいた X2 書記長を呼び止め、「とにかく上部団体だけはやめてくれ」、「穩便に済ませたい」、「そんなに会費を払ってもしようがないじゃないか」などと言った。同常務に対し、X2 書記長は、そのような言動が不当労働行為にあたると言った。

【甲 12 ~ 13、第 1 回審問調書 48 頁、第 3 回審問調書 30 頁】

5 団体交渉等の経過

(1) 第 1 回団体交渉

平成 19 年 1 月 17 日、近江町事務所で開かれた第 1 回団体交渉に、会社からは、Y1 専務以下、会社の役員・執行役員 12 名及び公認会計士 1 名が出席したが、Y2 社長は出席しなかった。一真会からは X1 執行委員長、X3 副執行委員長（以下「X3 副執行委員長」という。）、X2 書記長（当時は書記長に就任していない）が、U I ゼンセン同盟からは支部長以下 2 名が出席した。なお、Y2 社長は、その後も団体交渉に一度も出席しなかった。

一真会は団体交渉において、①労働協約の締結、②就業規則の従業員への配付（提示）、③労働者の過半数代表者（協定当事者）の選出、④上部団体からの脱退要請等不当労働行為の禁止などを要求した。これに対し会社は、1 月 25 日付けの回答書で、就業規則の提示について検討するとしたが、同組

合が提案した労働協約については、その内容がユニオン・ショップ協定であることを理由に締結を拒否し、その他の要求事項についても拒否又は否認する旨回答した。

【甲 4 の 1、甲 5、甲 11、甲 14】

(2) 第 2 回団体交渉

2 月 28 日、第 2 回団体交渉に、会社側は、Y1 専務、Y6 取締役兼西念卸部統括部長（当時。現在は常務取締役兼西念卸部統括部長。以下、「Y6 西念統括部長」という。）、Y5 総務部長及び会社の代理人弁護士 2 名が出席し、一真会からは、X1 執行委員長、X3 副執行委員長が、U I ゼンセン同盟からは支部長以下 2 名が出席した。

会社側の出席者は、U I ゼンセン同盟が作成した Y2 社長宛の文書に誤字があること、会社の命運がかかっている 12 月に一真会を結成したことについて、U I ゼンセン同盟及び一真会を非難し、「内部の事情を知らない U I ゼンセン同盟が組合員に話したり文書を作ったりするから、事実が歪曲されて伝わっている」と発言した。

【甲 6、甲 11、甲 13、甲 31～32】

(3) 第 3 回団体交渉以降の交渉経過

ア 一真会結成後、平成 19 年 1 月から 8 月までに 5 回の団体交渉が行われたものの、労働協約の締結については、一真会が要求し続けたが、実質的な協議はされなかった。同じく、一真会が要求し続けた労働者の過半数代表者の選出については、4 月 6 日、Y1 専務が X1 執行委員長に、第二組合は 80 余名を擁し労働者の過半数を超えていたので、同組合代表の Y7 西念鮮魚部係長（以下「Y7」という。）を労働者の過半数代表者とする旨発言した。

【甲 11～13、甲 15、甲 46、第 1 回審問調書 55～56 頁】

イ 3 月 14 日、第 3 回団体交渉において、Y1 専務は、小さな会社に組合が二つあるのはやりにくので、将来的に和解して一つになってもらった方が良い旨の発言をした。この発言に対し X2 書記長は、「私どもは御用組合になるつもりは無い」と言った。

【甲 33】

ウ Y1 専務は、代表取締役社長に就任後、7 月 26 日の第 4 回団体交渉において、一真会から引き続き団体交渉に出席するよう求められたが、8 月 29 日の第 5 回団体交渉を欠席し、代わりに、Y6 西念統括部長、Y8 常務取締

役兼任近江町小売統括部長ほか取締役 1 名が出席した。

【甲 40、甲 46】

6 第二組合の結成と組織拡大

(1) 第二組合の結成と会社への通知

ア 平成 19 年 1 月 6 日、Y7 は、Y2 社長に会い、第二組合を結成することについて話をした。同社長はこの時、「一真会との第 1 回団体交渉が終わるまで第二組合結成の話は待つように」と言った。

なお、Y7 は、上司の Y6 西念統括部長には、第二組合結成について、事前の連絡、結成後の通知をしなかった。同部長は、8 月 29 日の第 5 回団体交渉において、一真会から、「会社は第二組合をどう考えているか」と質問されたのに対し、「第二組合についてはほとんど社長から聞かされた話だけだった。わからなかった」と回答した。

【甲 11、甲 13、甲 46、第 1 回審問調書 19 頁、第 2 回審問調書 11 ~ 12 頁、第 3 回審問調書 15 頁】

イ 1 月 13 日、Y7 らは、「第 2 労働組合【雇用条件改善委員会】」(第二組合の当時の名称) を結成した。第二組合の結成趣意書は次のとおりである。

第 2 労働組合【雇用条件改善委員会】結成趣意書

私たちは、本年 1 月 13 日に、一切外部組織との関わりの無い、自分たちのための、自分たちの労働組合、第 2 労働組合【雇用条件改善委員会】を結成しました。

現在、私たち従業員には当社経営に対して、一人では発言あるいは提案の場所・機会がありません。私たちは、私たちの意見・提案を有效地に、かつ具体的に会社経営に反映させ、安心して働き続けることのできる職場をつくるためには、手段として労働組合が必要であると判断し結成に至りました。

私たちは、労働組合を結成することにより、経営側と無益な対立を繰り広げるつもりはありません。私たちは、顧客へのサービス向上と企業倫理を確立し、会社発展のために会社が最適・最善の道を選ぶのに助力していきます。

私たちの労働組合は、従業員が経営側と対等に話し合える場所・機会をつくること、そして経営側との話し合いを通じて、より良い会社にすることを目指します。

平成 19 年 1 月 13 日

雇用条件改善委員会

第二組合の当初の「会員会則」には、「現在、労働組合（一真会）に加入していない事」、「入会金、会費は原則徴収しない」などの条項があった。

【甲 3 の 1～2、第 2 回審問調書 7～11 頁】

ウ 第二組合の役員は、代表が Y7、代表補佐が Y9 塩干部課長補佐（以下「Y9」という。）、執行部が Y10 鮮魚部課長補佐（以下「Y10」という。）及び Y11 鮮魚部係長であった。

Y7 は、主に西念事務所に勤務し、Y10 は、近江町鮮魚部課長補佐と西念鮮魚部課長補佐を兼務し、勤務先も近江町事務所及び西念事務所であった。

【甲 3 の 2、平成 19 年 11 月 14 日被申立人求釈明回答】

エ Y7 は、第二組合結成の前後に、会社及び X1 執行委員長に対し、口頭で第二組合の結成を通知した。

【第 2 回審問調書 13 頁】

(2) 労働組合としての活動状況

第二組合の結成後、同組合が、広報活動や、組合員集会、団体交渉などを行った形跡は見られなかった。

また、平成 19 年 3 月 1 日から施行された組合規約には、組合費を徴収する旨記載されていたが、第二組合は、結成当初から入会費や組合費を全く徴収していなかった。

【甲 12、第 1 回審問調書 54 頁、同 79～80 頁、第 2 回審問調書 22～23 頁、同 36～37 頁、同 41～44 頁、当委員会に顕著な事実】

(3) 勤務時間中の加入勧奨

平成 19 年 1 月 15 日の勤務時間中、近江町市場内の売り場や冷凍課事務所において、Y7 は、個々の従業員に一真会へ加入しているかを尋ね、一真会組合員に対しては、「一真会に入っているとクビになる」、「組合ができれば社長は会社をやめると言っている」などと言って、一真会から脱退するように勧

めるとともに、第二組合の募集ビラを配り、「第二組合は会社に認められている組合」と言って加入募集を行った。

1月19日と24日、Y10は、近江町事務所内の売り場、鮮魚パック室（商品加工室）において、同様に一真会からの脱退勧奨及び第二組合への加入募集を行った。1月25日、Y7は、西念事務所において、配達運転手、アルバイト、パート従業員に対し、「社長が認めない組合には入会するな」と発言し、第二組合へ加入するよう勧めた。

また、Y7は、加入勧奨を始めた1月中旬頃から、折に触れて近江町事務所を訪れ、本社の会議室で会社役員と会合を行っていた。

【甲11、甲13、甲28、乙1、第1回審問調書19～20頁、第2回審問調書13～14頁、同21頁、平成19年11月16日申立人求釈明回答】

(4) 脱退通知書の郵送について

1月26日、X1執行委員長の自宅に、Y7から、一真会から脱退する旨の「通知書」（以下「脱退通知書」という。）が、内容証明郵便で送付された。脱退通知書には、一真会組合員16名の署名、押印（大半が捺印）があり、会社の社用封筒に入れられていた。同様に、2月3日に3名分、27日に4名分の脱退通知書がX1執行委員長の自宅に郵送された。

これら連名の脱退通知書は、第二組合が、近江町事務所内の冷凍課事務所に、一真会組合員を集めて署名押印させたものであった。また、同通知書の様式は、Y7が司法書士などのアドバイスを受けて作成した。

脱退者の多くは、アルバイトや第二組合役員のY10、Y7及びY9が所属する鮮魚部、塩干部の社員並びに人事等を所管する総務部の社員であった。

脱退通知書が郵送された23名のほか、平成19年1月頃に、Z1一真会前書記長（以下「Z1前書記長」という。）が会社をやめるという理由で一真会を脱退したので、1月下旬から2月下旬の1ヶ月間に、一時は42名いた一真会組合員のうち24名が同組合を脱退し、その後、脱退者の大半は第二組合に加入した。一方、第二組合は、結成後3ヶ月の間に約80名を擁するまでに拡大した。

【甲11、甲13、甲15～16、甲19～21、乙10、第2回審問調書15～19頁、同25頁、同28～29頁】

7 第二組合の加入勧奨等に対する会社の対応

(1) 勤務時間中の加入勧奨に対する会社の対応

Y1 専務は、第二組合が勤務時間中に加入募集を行っていることを知っていたが、同組合に対し注意をしなかった。

また、平成 19 年 2 月 24 日、Y7 は、勤務時間中、Y1 専務や Y3 常務がいる事務所において、一真会組合員に対して、「告訴できるならしてみろ」、「俺の敵は一真会」、「とことんやってやる」などという発言を繰り返したが、同専務や同常務はその発言に対して何も対応しなかった。

【甲 11、甲 13、第 1 回審問調書 21 ~ 22 頁、第 3 回審問調書 35 頁】

(2) 一真会の抗議に対する会社の対応

第二組合の加入勧奨により脱退者が相次いだため、一真会は、平成 19 年 1 月 30 日、石川県労働委員会に対し、第二組合による脱退勧奨の禁止と誠実団交の実施を求めてあっせんの申請をした。

また、一真会は、第 2 回及び第 3 回団体交渉等において、第二組合が勤務時間中にビラ配り等をしていることは就業規則に違反するとして、第二組合の処分を要求したが、会社は、第二組合が勝手に行っていることであり関知しない旨回答した。

【甲 6、甲 13、甲 33、乙 1、第 1 回審問調書 58 頁、当委員会に顕著な事実】

(3) 脱退通知書の写しを会社が持っていたこと

2 月 28 日、第 2 回団体交渉において、会社側の出席者が、Y7 から X1 執行委員長に送られた脱退通知書のコピーを持っていた。

【甲 11、第 1 回審問調書 36 頁】

8 X2 書記長の勤務時間短縮に伴う減収について

(1) X2 書記長について

X2 書記長は、平成 11 年 10 月、時間給のアルバイトとして雇用され、本件申立時は、マグロ、カジキ等の解体・販売等を行なう太物部に所属していた。

X2 書記長は、一真会の結成準備段階から、U I ゼンセン同盟との連絡調整役を務めるなど、同組合結成の際に中心的な役割を果たし、Z1 前書記長の一真会脱退に伴い、平成 19 年 1 月 27 日に同組合の書記長に就任した。

【甲 12、乙 5、第 1 回審問調書 72 頁、平成 19 年 11 月 16 日申立人求釈明回答】

(2) X2 書記長に対する退社時刻の繰上げについて

ア 採用当初、X2 書記長の勤務時間は午前 3 時 30 分から午前 7 時 30 分までであったが、平成 13 年 1 月頃、夜 11 時から翌朝 9 時~10 時頃までの勤務時間に変更となった。このときから、会社が同書記長の社会保険料を負担

するようになったため、同書記長は、それまで掛け持ちしていた他社の勤務をやめ、会社の仕事に専念することとした。以後、平成 19 年 1 月末に退社時刻を繰上げされるまで同書記長の勤務時間は変わらなかった。

【甲 7、甲 12、乙 7、第 1 回審問調書 72 頁】

イ 平成 19 年 1 月末頃、作業中の X2 書記長は、上司である Y4 太物部長から、「7 時に上がっててくれ」と言われ、その後約 3 週間、同部長から退社を命じられたので、X2 書記長は同部長に、「今後もずっと私は 7 時に上がるのですか」と尋ねた。同部長が、「そうだ」と答えたため、同書記長は、その後も 7 時に退社した。

4 月 1 日、Y4 太物部長が配置転換となり、後任として Y3 常務が太物部に着任した後も、同常務は X2 書記長に勤務時間の繰上げを命じたため、同書記長の勤務時間は短縮されたままである。

なお、X2 書記長は、3 月 1 日に Y3 常務に対して、さらに 3 月 14 日の第 3 回団体交渉の場で Y1 専務に対して、賃金が減額になったことによる生活困窮を訴え、従前の勤務時間に戻して欲しいと要望した。X2 書記長の要望に対し、Y1 専務は、①アルバイトは基本的に短時間勤務であり、正社員でできることは正社員で対応する方針である、②経営の合理化を図るため、会社全体で時間外勤務の削減に努めており、勤務時間を短縮されたのは X2 書記長だけではない旨回答し、何ら対応しなかった。

【甲 8、甲 12、甲 28、甲 33、第 1 回審問調書 60 ~ 63 頁、
平成 19 年 11 月 30 日申立人求釈明回答】

ウ X2 書記長の担当業務は、マグロ、カジキの解体作業補助、解体された魚肉の包装・仕分け・運搬等であった。午前 6 時から 7 時半頃にかけて生カジキが入荷されるため、同書記長は、午前 8 時頃まで、生カジキを解体する作業の補助業務、解体された魚肉を冷蔵庫に運ぶ作業などを行い、午前 8 時頃からは、近江町の市場から戻って来る空き箱を清掃し、翌日の使用に備えて各売り場に運んだ。退社時刻繰上げ以前においては、作業が終了するのは、生カジキの入荷時刻次第で、午前 9 時になつたり、10 時を過ぎることもあった。

作業の最中に退社を命じる理由について、Y4 太物部長は、X2 書記長に対して何も説明しなかった。

【甲 12、甲 28、第 1 回審問調書 61 ~ 63 頁、
平成 19 年 11 月 16 日申立人求釈明回答】

(3) 時間給アルバイトの勤務時間について

X2 書記長の平成 18 年 10 月から平成 19 年 1 月までの 1 ヶ月平均勤務時間は 240.9 時間であったが、退社時刻繰上げ後の平成 19 年 2 月から 3 月の 1 ヶ月平均勤務時間は 166.8 時間となり、74.1 時間減少した。

会社の時間給アルバイト全員について、同様に 1 ヶ月当たり平均勤務時間の増減をみると、別表 1 及び別表 2 のとおり、平均 6.0 時間の減少となった。また、時間給アルバイトの 1 ヶ月当たり平均勤務時間の増減は下表のとおりである。従前、X2 書記長と同様に 1 ヶ月平均勤務時間が 200 時間を超えていた従業員 8 名のうち、同書記長を除く 7 名は、2 月以降も 1 ヶ月当たり 200 時間を超える勤務を続けていた。

時間給アルバイトの 1 ヶ月当たり平均勤務時間の増減

勤務時間の増減	該当者の人数	備 考
70 時間以上減少	1 人	X2 書記長
30 時間～ 70 時間未満減少	—	
20 時間～ 30 時間未満減少	3 人	
10 時間～ 20 時間未満減少	13 人	
10 時間未満減少	28 人	
増減なし	0 人	
10 時間未満増加	16 人	
10 時間以上増加	4 人	
合 計	65 人	

(注) 表中の「勤務時間の増減」は、「平成 18 年 10 月～平成 19 年 1 月の 1 ヶ月平均勤務時間」に対する「平成 19 年 2 月～ 3 月の 1 ヶ月平均勤務時間」の増減をいう。

【甲 7～8、平成 19 年 11 月 14 日被申立人求釈明回答】

(4) X2 書記長の賃金について

X2 書記長は賃金を時間給で支払われており、時間給単価は、午前 7 時以前は約 1,000 円、午前 7 時以降は 800 円であった。勤務時間が短縮となった前後で同書記長の賃金月額を比較してみると、下表のとおり、短縮後の平成 19 年 2 月分の賃金は、短縮前の平成 18 年 12 月分と比べ 62,347 円の減額となっている。

なお、前記認定事実 8、(3)のとおり、X2 書記長の 1 ヶ月平均勤務時間は 74 時間減少しているから、上記のとおり午前 7 時以降の時間給単価を 1 時間当

たり 800 円とすると、同書記長は、その後も毎月 5 ~ 6 万円の減収が続いている。

X2 書記長の 1 ヶ月当たり賃金の増減について

支給明細	平成18年 12月 (A)	平成19年 2月 (B)	増 減 (B)-(A)	備 考
本 債	168, 000円	160, 000円	-8, 000円	午前0時~7時の賃金
時間外手当	84, 256円	24, 640円	-59, 616円	上記以外の賃金
精皆勤手当	3, 000円	1, 500円	-1, 500円	
支給額計	255, 256円	186, 140円	-69, 116円	
健康保険料等	32, 404円	30, 375円	-2, 029円	
税 金	5, 740円	1, 000円	-4, 740円	所得税、住民税
互助会費等	3, 500円	3, 500円	0円	互助会費、親睦会費
控除額計	41, 644円	34, 875円	-6, 769円	
差引支給額	213, 612円	151, 265円	-62, 347円	

【甲 9 ~ 10、第 4 回審問調書 6 ~ 8 頁、平成 19 年 11 月 29 日
被申立人求釈明回答】

第 4 当委員会の判断

1 上部団体加盟等に対する会社の発言（前記争点（第2、1）について）

(1) 一真会結成に対する発言

前記認定事実（第 3、3、(2)、イ）のとおり、U I ゼンセン同盟の支部長らが一真会の結成を通知した際、応対した会社役員らは、U I ゼンセン同盟に対し、「組合は認めない。組合は会社をつぶすもの」と発言した。会社側の上層部によるこの発言は、会社の労働組合に対する嫌悪や一真会の結成に対する拒絶反応をあからさまに示したものである。

(2) 上部団体加盟に対する発言

Y1 専務は、第 3 回審問において、一真会の結成通知を受けたとき、会社の上層部が同組合の上部団体加盟を嫌悪していた旨の証言をしている。また、前記認定事実（第 3、3、(2)、ウ）のとおり、Y2 社長は、一真会結成通知の直後に開かれた社員総会において、上部団体に加盟すると組合費の支払いにお金がかかる旨の発言をした。同社長が、わざわざ社員総会において、暗に一真会を名指して、その内部運営上の方針について具体的に言及したことは、上部団体加盟をやめるよう示唆したものであると認められる。

また、前記認定事実（第3、4、(1)及び(2))のとおり、Y1 専務、Y3 常務は、X1 執行委員長一人を会議室に呼び入れ、会社役員が二人がかりで、威圧的に一真会結成やU I ゼンセン同盟加盟を非難した上で、上部団体加盟をやめるよう発言し、さらに、X2 書記長に対しても、同書記長が一人でいる際に、Y3 常務が呼び止めて上部団体加盟をやめるよう発言している。

上記の一真会結成通知に対する会社役員らの発言、社員総会における上部団体加盟に関するY2 社長の発言、会社役員の組合員個人に対する執拗な言動など、会社は、一真会結成後、一貫して、同組合の結成及び上部団体加盟に対する嫌悪を露わにし、その活動を否認する発言を行っている。これに対し、一真会が、臨時総会において、上部団体加盟継続を再決議する事態に至ったことなどに鑑みれば、これらの会社の言動は、使用者の単なる意見表明の域にとどまるものとはいはず、一真会の運営に直接影響を与えるものであったと認められる。

したがって、一真会の結成及び上部団体加盟に関する会社の言動は、同組合の運営に対する支配介入として、労働組合法第7条第3号に該当する不当労働行為であると判断する。

よって、本項については、主文1及び3のとおり命ずる。

2 第二組合の結成及び第二組合による一真会からの脱退勧奨に対する会社の関与（前記争点（第2、2）について）

(1) 第二組合結成と社長の指示

前記認定事実（第3、3、(2)、イ及び5、(1))のとおり、Y2 社長は、一真会の結成通知の際や団体交渉に1回も出席せず、一貫して一真会を拒絶する態度をとっている。

対照的に、第二組合に対しては、前記認定事実（第3、6、(1)、ア)のとおり、Y2 社長は、第二組合が結成される1週間前にY7と会い、「一真会との第1回団体交渉が終わるまで第二組合結成の話は待つように」と具体的に指示を与えていていることから、第二組合結成に当たり、会社が関与したものと認められる。

(2) 第二組合の結成趣意書

前記認定事実（第3、6、(1)、イ)のとおり、第二組合の結成趣意書には、「一切外部組織との関わりの無い、自分たちの労働組合」、「私たちは（中略）経営側と無益な対立を繰り広げるつもりはありません」などと記載され、

前記判断 1、(1)及び(2)のとおり、一真会や上部団体を嫌悪する会社にとって、労使協調を基本とし、上部団体に加盟しない第二組合は、一真会に対抗するものとして都合のよい労働組合であった。

第二組合は結成当初、「第 2 労働組合【雇用条件改善委員会】」と称していたが、主体的に労働組合を結成しようとするものが、自ら「第 2 労働組合」と名乗ること、会社内の一組織であるかのような【雇用条件改善委員会】という名称をつけることは不自然である。

また、結成趣意書には、「組合員」という名称は一度も使用されず、使用者側が使うような「従業員」という名称が再三使用されるのみである。結成の目的についても、組合員の雇用条件を改善することについて具体的に記載されていないなど、労働組合を結成する必然性が認められず、全体として、会社側の視点に立った記載内容となっている。

(3) 労働組合としての活動実態

前記認定事実（第 3、6、(2) 及び(4)）のとおり、第二組合は、結成以来、労働組合として活動している形跡が見られず、80 名を擁する組織でありながら、労働組合活動を行うにあたって、最も基本的な自主財源となるはずの組合費を一切徴収していない。

また、前記認定事実（第 3、6、(1)、ア）のとおり、一真会との団体交渉に出席していた Y6 西念統括部長は、第二組合の結成から 7 ヶ月経ったが、同組合については、Y1 専務から話を聞いただけで知らない旨回答している。同部長は、会社の役員であると同時に Y7 の直属の上司にあたり、第二組合が何らかの活動をしていたとすれば、当然知りうる立場にあったことから、少なくとも、その時点までに、第二組合が労働組合として活動した事実はなかったと推定できる。

(4) 勤務時間中の加入勧奨と会社の容認

前記認定事実（第 3、6、(3) 及び 7、(1)）のとおり、第二組合はその結成直後から、勤務時間中に会社の事務所や売り場内において、「会社に認められている組合」、「一真会に入っているとクビになる」などと威圧的に発言して、精力的に一真会からの脱退勧奨及び第二組合への加入勧奨を行い、会社の上層部はこれを知っていた。また、Y7 は、勤務時間中に、Y1 専務及び Y3 常務がいる事務室で、一真会を誹謗中傷する発言を繰り返した。

さらに、前記認定事実（第 3、6、(4)）のとおり、第二組合は、勤務時間中に、一真会の組合員を事務所内の 1 か所に集め、脱退通知書に署名、押印

させたが、こうした勤務時間中における第二組合の活動は、社会通念上、社内服務規律違反を問われる問題行動であり、この場合、直ちに是正措置を講ずるのが通常の会社の対応と考えられる。

しかし、前記認定事実（第3、7、(1)及び(2)）のとおり、上記会社役員2名は、第二組合の活動を目の当たりにしながら、黙認したのみならず、一真会からの第二組合に対する処分要求を一顧だにせず、何ら是正措置を講じていなきことに鑑みれば、会社のこの対応は、第二組合の活動が会社の意向によってなされたことを裏付けるものと認められる。

(5) 第二組合と会社のつながりを示す事実

前記認定事実（第3、6、(3)）のとおり、Y7は、第二組合が募集活動を始めた頃から、勤務時間中、折に触れて近江町事務所に出向き、会議室で会社役員と会っていた。この時期に、第二組合は、専ら一真会からの脱退勧奨等を行っていたことから、脱退勧奨等について相談していたとの疑いを否定できない。

前記認定事実（第3、6、(4)）のとおり、Y7は、会社の社用封筒を使ってX1執行委員長に一真会組合員の脱退通知書を送り、また、前記認定事実（第3、7、(3)）のとおり、一真会との団体交渉において、会社側の出席者がこの脱退通知書の写しを持っていた。第二組合の活動に社用封筒を使用することを会社が黙認したこと、Y7からX1執行委員長に送られた脱退通知書の写しを、本来持っているはずのない会社が所持していたことを考慮すると、会社が第二組合の脱退勧奨等に関与していたものと認められる。

(6) 二つの労働組合に対する会社の態度

前記認定事実（第3、5、(1)～(3)）のとおり、会社は、労働協約の締結など、一真会からの労働組合として基本的な要求事項を、合理的な理由なくすべて拒絶し、一真会の組合活動を実質的に否認しているものである。

さらに、前記認定事実（第3、5、(3)、イ）のとおり、第二組合が多数組合となり、一真会が少数組合となった後の団体交渉において、会社役員が、一真会を第二組合へ統合するよう勧める発言をするなど、一貫して第二組合の組織拡大に加担する会社の態度は、会社が第二組合の脱退勧奨等に関与しているとする一真会の主張と符合する。

(7) 会社の不当労働行為責任

前記認定事実（第3、6、(4)）のとおり、一時は42名いた一真会の組合員のうち、わずか1ヶ月間に24名が脱退し、脱退者の大半が第二組合に加

入した一方で、第二組合は、結成後3ヶ月で約80名を擁するまでに拡大し、会社の労働者の過半数を超える、前記認定事実（第3、5、(3)、ア）のとおり、Y7が労働者の過半数代表者となった。

そして、第二組合が、会社に対する一真会の結成通知直後に結成され、上記の経緯をたどったことや、労働組合としての活動実態がない一方で、専ら一真会からの脱退勧奨等を行っていたことを勘案すると、第二組合は、一真会の結成と上部団体加盟を嫌悪した会社の関与のもとに、一真会の弱体化を企図して結成されたと推認するのが相当である。

したがって、第二組合による一真会からの脱退勧奨及び第二組合への加入勧奨は、会社の関与による一真会に対する支配介入として、労働組合法第7条第3号に該当する不当労働行為であると判断する。

よって、本項については、主文1及び3のとおり命ずる。

3 X2書記長の勤務時間短縮に伴う減収について（前記争点（第2、3）について）

(1) 勤務時間短縮の理由について

前記認定事実（第3、8、(3)）のとおり、X2書記長の退社時刻繰上げ以降、会社の時間給アルバイト全体では勤務時間の増減がみられない中で、X2書記長一人が、突出して勤務時間が減少していることから、会社全体で時間外労働の削減を図っていたという会社の主張は受け入れ難く、同書記長の勤務時間を短縮したことについて、正当な理由があるとは認められない。

したがって、前記判断1、(1)及び(2)のとおり、一真会を嫌悪していた会社は、前記認定事実（第3、5、(1)及び8、(1)）のとおり、第1回の団体交渉に出席していたX2書記長が、上部団体との連絡調整役を務めるなど、組合の中心的な役割を果たしていることを認識し、同書記長が一真会の書記長に就任した直後に、時間給アルバイトとして雇用上弱い立場にある同書記長の賃金を減額しようとして、勤務時間の繰上げを命じたものと認められる。

さらに、X2書記長に対する退社命令が始まった同時期に、前記判断2、(4)のとおり、会社が第二組合を利用して一真会からの脱退勧奨をしていたことを考慮すると、会社は、同書記長一人を狙い打ちして勤務時間を短縮し、減収の不利益を与え、他の組合員に対する見せしめとすることにより、一真会の団結権を侵害しようとしたと認めるのが相当である。

(2) 勤務時間短縮の不利益性について

前記認定事実（第3、8、(4)）のとおり、勤務時間が激減したことにより、X2書記長の平成19年2月の賃金月額は6万円以上減少し、その後も勤務時間の短縮により、1ヶ月当たり5～6万円の減収が続いている。

同書記長は、前記認定事実（第3、8、(2)、ア）のとおり、勤務時間が延長されたときに、掛け持ちしていた他社の勤務をやめ、以後平成19年1月までの6年間、会社からの一定額の収入を頼りとして生計を維持してきた。したがって、突然の大幅な減収により同書記長が被る経済的不利益、減収に伴う生活不安及び雇用に対する不安など精神的不利益は甚大である。

前記認定事実（第3、8、(2)、イ）のとおり、X2書記長は、団体交渉等において生活困窮を訴え、従前の勤務時間に戻すよう要望したが、会社は、同書記長の窮状を知っても、何ら改善策を講じなかつた。このことから、会社が、勤務時間の減少により、X2書記長が少なからぬ不利益を被ることを確信したうえで、同書記長の退社時刻を繰り上げたことは明らかである。

したがって、会社がX2書記長に対して、正当な理由によらず、午前7時に退社するよう命じ、同書記長の賃金を減額したことは、会社の不当労働行為意思に基づく不利益取扱いであるとともに、一真会に対する支配介入として、労働組合法第7条第1号及び第3号に該当する不当労働行為であると判断する。

よって、本項については、主文2及び3のとおり命ずる。

第5 法律上の根拠

以上の事実認定と判断に基づき、当委員会は、労働組合法第27条の12及び労働委員会規則第43条を適用して、主文のとおり命令する。

平成20年4月8日

石川県労働委員会

会長 三林 隆 印

別表1 時間給アルバイトの月別勤務時間について(平均勤務時間順)

(時間)

氏名	所属部	平成18年 10月	11月	12月	平成19年 1月	2月	3月	10~3月 平均	10~1月 平均(A)	2~3月 平均(B)	増減 (B)-(A)
Z 2	鮮魚	236.0	270.0	303.0	295.5	298.5	240.5	273.9	276.1	269.5	▲ 6.6
Z 3	鮮魚	247.0	282.0	254.5	255.0	259.5	224.0	253.7	259.6	241.8	▲ 17.9
Z 4	塩干	272.5	244.0	261.5	238.0	242.0	219.0	246.2	254.0	230.5	▲ 23.5
Z 5	鮮魚	207.0	232.0	238.5	237.0	236.5	206.0	226.2	228.6	221.3	▲ 7.4
X2書記長	太物	234.5	235.5	257.5	236.0	184.5	149.0	216.2	240.9	166.8	▲ 74.1
Z 6	倉庫	195.0	214.0	216.0	207.0	223.5	207.5	210.5	208.0	215.5	7.5
Z 7	塩干	198.0	208.0	220.5	218.5	212.5	189.5	207.8	211.3	201.0	▲ 10.3
Z 8	塩干	192.5	205.5	196.5	217.5	213.0	189.0	202.3	203.0	201.0	▲ 2.0
Z 9	食堂	186.5	200.0	197.5	180.5	192.0	175.0	188.6	191.1	183.5	▲ 7.6
Z 10	食堂	180.0	202.5	199.5	179.0	200.0	163.5	187.4	190.3	181.8	▲ 8.5
Z 11	冷凍	178.0	194.0	196.5	196.0	198.0	153.0	185.9	191.1	175.5	▲ 15.6
Z 12	食堂	177.5	202.0	202.0	166.0	176.0	176.0	183.3	186.9	176.0	▲ 10.9
Z 13	塩干	168.0	193.0	187.5	184.5	192.0	168.0	182.2	183.3	180.0	▲ 3.3
Z 14	鮮魚	-	127.0	236.0	202.5	171.0	157.5	178.8	188.5	164.3	▲ 24.3
Z 15	鮮魚	170.0	192.0	196.0	184.0	169.5	159.5	178.5	185.5	164.5	▲ 21.0
Z 16	鮮魚	171.5	186.5	180.5	178.5	187.5	163.0	177.9	179.3	175.3	▲ 4.0
Z 17	塩干	167.0	182.0	182.0	174.0	182.0	-	177.4	176.3	182.0	5.8
Z 18	冷凍	178.0	181.0	185.0	184.5	175.0	160.5	177.3	182.1	167.8	▲ 14.4
Z 19	塩干	160.0	159.5	170.5	201.0	190.0	173.0	175.7	172.8	181.5	8.8
Z 20	塩干	167.0	182.0	182.0	174.0	182.0	159.0	174.3	176.3	170.5	▲ 5.8
Z 21	塩干	167.0	174.5	182.0	174.5	182.0	159.0	173.2	174.5	170.5	▲ 4.0
Z 22	塩干	167.0	179.5	182.0	174.0	174.5	159.0	172.7	175.6	166.8	▲ 8.9
Z 23	塩干	167.0	182.0	182.0	160.5	182.0	159.0	172.1	172.9	170.5	▲ 2.4
Z 24	塩干	154.0	182.5	196.0	178.0	170.0	149.0	171.6	177.6	159.5	▲ 18.1
Z 25	塩干	154.0	182.5	196.0	178.0	170.0	148.5	171.5	177.6	159.3	▲ 18.4
Z 26	塩干	175.5	168.5	179.5	172.0	176.0	153.0	170.8	173.9	164.5	▲ 9.4
Z 27	塩干	156.5	179.0	184.5	177.5	177.0	147.0	170.3	174.4	162.0	▲ 12.4
Z 28	塩干	159.0	181.0	182.0	174.0	172.5	152.5	170.2	174.0	162.5	▲ 11.5
Z 29	塩干	155.5	182.0	177.5	170.0	176.0	159.0	170.0	171.3	167.5	▲ 3.8
Z 30	塩干	152.0	178.5	173.5	173.5	181.0	158.0	169.4	169.4	169.5	0.1
Z 31	鮮魚	146.0	170.5	183.0	173.0	171.0	154.5	166.3	168.1	162.8	▲ 5.4
Z 32	太物	151.0	166.5	174.0	170.5	171.0	149.5	163.8	165.5	160.3	▲ 5.3
Z 33	食堂	160.5	159.5	185.0	146.0	171.5	157.0	163.3	162.8	164.3	1.5
Z 34	塩干	155.5	170.5	170.5	163.5	164.5	149.0	162.3	165.0	156.8	▲ 8.3
Z 35	鮮魚	103.5	140.5	170.0	188.5	170.0	148.5	153.5	150.6	159.3	8.6
Z 36	塩干	142.0	146.0	148.5	143.0	154.5	135.5	144.9	144.9	145.0	0.1
Z 37	塩干	123.0	132.0	161.0	145.0	130.5	125.0	136.1	140.3	127.8	▲ 12.5
Z 38	塩干	123.0	138.5	156.5	141.0	124.5	118.0	133.6	139.8	121.3	▲ 18.5
Z 39	鮮魚	132.0	112.5	144.5	137.0	148.0	124.0	133.0	131.5	136.0	4.5
Z 40	塩干	126.0	135.5	143.0	131.0	131.0	126.0	132.1	133.9	128.5	▲ 5.4
Z 41	鮮魚	109.0	104.0	142.5	126.5	141.5	133.0	126.1	120.5	137.3	16.8
Z 42	塩干	122.5	130.5	137.0	115.0	128.0	116.0	124.8	126.3	122.0	▲ 4.3
Z 43	塩干	84.5	127.0	146.0	138.5	124.5	117.5	123.0	124.0	121.0	▲ 3.0
Z 44	鮮魚	115.0	125.0	126.0	123.5	124.0	109.0	120.4	122.4	116.5	▲ 5.9
Z 45	鮮魚	118.0	130.0	125.0	120.5	121.0	105.5	120.0	123.4	113.3	▲ 10.1
Z 46	太物	107.0	115.0	120.0	126.5	119.5	105.0	115.5	117.1	112.3	▲ 4.9
Z 47	鮮魚	100.5	125.5	95.0	113.0	130.0	125.5	114.9	108.5	127.8	19.3
Z 48	食堂	107.0	114.0	114.0	117.5	125.5	105.0	113.8	113.1	115.3	2.1
Z 49	塩干	103.0	115.0	116.5	113.0	113.0	107.0	111.3	111.9	110.0	▲ 1.9
Z 50	塩干	102.5	105.0	119.0	93.0	117.0	102.0	106.4	104.9	109.5	4.6
Z 51	鮮魚	84.5	104.5	118.5	104.5	120.5	105.5	106.3	103.0	113.0	10.0
Z 52	冷凍	97.0	105.0	111.5	101.5	110.0	97.0	103.7	103.8	103.5	▲ 0.3
Z 53	鮮魚	124.5	109.0	95.5	84.0	95.0	82.0	98.3	103.3	88.5	▲ 14.8
Z 54	鮮魚	93.5	92.5	104.5	99.0	94.0	81.0	94.1	97.4	87.5	▲ 9.9
Z 55	塩干	101.0	62.0	58.0	113.0	110.5	104.5	91.5	83.5	107.5	24.0
Z 56	鮮魚	75.0	81.5	88.5	87.5	88.0	73.0	82.3	83.1	80.5	▲ 2.6
Z 57	鮮魚	66.5	63.5	91.5	76.5	85.0	74.0	76.2	74.5	79.5	5.0
Z 58	冷凍	74.5	72.0	80.5	73.0	82.0	69.0	75.2	75.0	75.5	0.5
Z 59	鮮魚	67.0	73.5	79.5	66.0	76.0	66.5	71.4	71.5	71.3	▲ 0.3
Z 60	鮮魚	61.0	70.5	71.0	66.0	75.5	60.0	67.3	67.1	67.8	0.6
Z 61	鮮魚	50.0	69.0	87.5	68.5	67.0	54.5	66.1	68.8	60.8	▲ 8.0
Z 62	鮮魚	61.5	67.5	71.5	58.0	70.5	61.5	65.1	64.6	66.0	1.4
Z 63	鮮魚	52.5	63.5	62.0	54.5	66.0	53.0	58.6	58.1	59.5	1.4
Z 64	鮮魚	50.5	55.5	81.0	53.0	56.0	49.0	57.5	60.0	52.5	▲ 7.5
Z 65	鮮魚	58.0	59.0	57.0	47.5	68.5	51.5	56.9	55.4	60.0	4.6
合 計		8,842.0	9,694.0	10,233.0	9,719.0	9,891.0	8,571.0	146.0	148.0	142.0	▲ 6.0

(注) 平成19年11月14日被申立人求釈明回答に基づき作成

別表2 時間給アルバイトの月別勤務時間について(平均勤務時間の増減順)

(時間)

氏名	所属部	平成18年 10月	11月	12月	平成19年 1月	2月	3月	10~3月 平均(A)	10~1月 平均(A)	2~3月 平均(B)	増減 (B)-(A)
X2書記長	太物	234.5	235.5	257.5	236.0	184.5	149.0	216.2	240.9	166.8	▲ 74.1
Z 14	鮮魚	-	127.0	236.0	202.5	171.0	157.5	178.8	188.5	164.3	▲ 24.3
Z 15	塩干	272.5	244.0	261.5	238.0	242.0	219.0	246.2	254.0	230.5	▲ 23.5
Z 15	鮮魚	170.0	192.0	196.0	184.0	169.5	159.5	178.5	185.5	164.5	▲ 21.0
Z 38	塩干	123.0	138.5	156.5	141.0	124.5	118.0	133.6	139.8	121.3	▲ 18.5
Z 25	塩干	154.0	182.5	196.0	178.0	170.0	148.5	171.5	177.6	159.3	▲ 18.4
Z 24	塩干	154.0	182.5	196.0	178.0	170.0	149.0	171.6	177.6	159.5	▲ 18.1
Z 3	鮮魚	247.0	282.0	254.5	255.0	259.5	224.0	253.7	259.6	241.8	▲ 17.9
Z 11	冷凍	178.0	194.0	196.5	196.0	198.0	153.0	185.9	191.1	175.5	▲ 15.6
Z 53	鮮魚	124.5	109.0	95.5	84.0	95.0	82.0	98.3	103.3	88.5	▲ 14.8
Z 18	冷凍	178.0	181.0	185.0	184.5	175.0	160.5	177.3	182.1	167.8	▲ 14.4
Z 37	塩干	123.0	132.0	161.0	145.0	130.5	125.0	136.1	140.3	127.8	▲ 12.5
Z 27	塩干	156.5	179.0	184.5	177.5	177.0	147.0	170.3	174.4	162.0	▲ 12.4
Z 28	塩干	159.0	181.0	182.0	174.0	172.5	152.5	170.2	174.0	162.5	▲ 11.5
Z 12	食堂	177.5	202.0	202.0	166.0	176.0	176.0	183.3	186.9	176.0	▲ 10.9
Z 7	塩干	198.0	208.0	220.5	218.5	212.5	189.5	207.8	211.3	201.0	▲ 10.3
Z 45	鮮魚	118.0	130.0	125.0	120.5	121.0	105.5	120.0	123.4	113.3	▲ 10.1
Z 54	鮮魚	93.5	92.5	104.5	99.0	94.0	81.0	94.1	97.4	87.5	▲ 9.9
Z 26	塩干	175.5	168.5	179.5	172.0	176.0	153.0	170.8	173.9	164.5	▲ 9.4
Z 22	塩干	167.0	179.5	182.0	174.0	174.5	159.0	172.7	175.6	166.8	▲ 8.9
Z 10	食堂	180.0	202.5	199.5	179.0	200.0	163.5	187.4	190.3	181.8	▲ 8.5
Z 34	塩干	155.5	170.5	170.5	163.5	164.5	149.0	162.3	165.0	156.8	▲ 8.3
Z 61	鮮魚	50.0	69.0	87.5	68.5	67.0	54.5	66.1	68.8	60.8	▲ 8.0
Z 9	食堂	186.5	200.0	197.5	180.5	192.0	175.0	188.6	191.1	183.5	▲ 7.6
Z 64	鮮魚	50.5	55.5	81.0	53.0	56.0	49.0	57.5	60.0	52.5	▲ 7.5
Z 65	鮮魚	207.0	232.0	238.5	237.0	236.5	206.0	226.2	228.6	221.3	▲ 7.4
Z 2	鮮魚	236.0	270.0	303.0	295.5	298.5	240.5	273.9	276.1	269.5	▲ 6.6
Z 44	鮮魚	115.0	125.0	126.0	123.5	124.0	109.0	120.4	122.4	116.5	▲ 5.9
Z 20	塩干	167.0	182.0	182.0	174.0	182.0	159.0	174.3	176.3	170.5	▲ 5.8
Z 31	鮮魚	146.0	170.5	183.0	173.0	171.0	154.5	166.3	168.1	162.8	▲ 5.4
Z 40	塩干	126.0	135.5	143.0	131.0	131.0	126.0	132.1	133.9	128.5	▲ 5.4
Z 32	太物	151.0	166.5	174.0	170.5	171.0	149.5	163.8	165.5	160.3	▲ 5.3
Z 46	太物	107.0	115.0	120.0	126.5	119.5	105.0	115.5	117.1	112.3	▲ 4.9
Z 42	塩干	122.5	130.5	137.0	115.0	128.0	116.0	124.8	126.3	122.0	▲ 4.3
Z 16	鮮魚	171.5	186.5	180.5	178.5	187.5	163.0	177.9	179.3	175.3	▲ 4.0
Z 21	塩干	167.0	174.5	182.0	174.5	182.0	159.0	173.2	174.5	170.5	▲ 4.0
Z 29	塩干	155.5	182.0	177.5	170.0	176.0	159.0	170.0	171.3	167.5	▲ 3.8
Z 13	塩干	168.0	193.0	187.5	184.5	192.0	168.0	182.2	183.3	180.0	▲ 3.3
Z 43	塩干	84.5	127.0	146.0	138.5	124.5	117.5	123.0	124.0	121.0	▲ 3.0
Z 56	鮮魚	75.0	81.5	88.5	87.5	88.0	73.0	82.3	83.1	80.5	▲ 2.6
Z 23	塩干	167.0	182.0	182.0	160.5	182.0	159.0	172.1	172.9	170.5	▲ 2.4
Z 8	塩干	192.5	205.5	196.5	217.5	213.0	189.0	202.3	203.0	201.0	▲ 2.0
Z 49	塩干	103.0	115.0	116.5	113.0	113.0	107.0	111.3	111.9	110.0	▲ 1.9
Z 52	冷凍	97.0	105.0	111.5	101.5	110.0	97.0	103.7	103.8	103.5	▲ 0.3
Z 59	鮮魚	67.0	73.5	79.5	66.0	76.0	66.5	71.4	71.5	71.3	▲ 0.3
Z 30	塩干	152.0	178.5	173.5	173.5	181.0	158.0	169.4	169.4	169.5	0.1
Z 36	塩干	142.0	146.0	148.5	143.0	154.5	135.5	144.9	144.9	145.0	0.1
Z 58	冷凍	74.5	72.0	80.5	73.0	82.0	69.0	75.2	75.0	75.5	0.5
Z 60	鮮魚	61.0	70.5	71.0	66.0	75.5	60.0	67.3	67.1	67.8	0.6
Z 62	鮮魚	61.5	67.5	71.5	58.0	70.5	61.5	65.1	64.6	66.0	1.4
Z 63	鮮魚	52.5	63.5	62.0	54.5	66.0	53.0	58.6	58.1	59.5	1.4
Z 33	食堂	160.5	159.5	185.0	146.0	171.5	157.0	163.3	162.8	164.3	1.5
Z 48	食堂	107.0	114.0	114.0	117.5	125.5	105.0	113.8	113.1	115.3	2.1
Z 39	鮮魚	132.0	112.5	144.5	137.0	148.0	124.0	133.0	131.5	136.0	4.5
Z 50	塩干	102.5	105.0	119.0	93.0	117.0	102.0	106.4	104.9	109.5	4.6
Z 65	鮮魚	58.0	59.0	57.0	47.5	68.5	51.5	56.9	55.4	60.0	4.6
Z 57	鮮魚	66.5	63.5	91.5	76.5	85.0	74.0	76.2	74.5	79.5	5.0
Z 17	塩干	167.0	182.0	182.0	174.0	182.0	-	177.4	176.3	182.0	5.8
Z 6	倉庫	195.0	214.0	216.0	207.0	223.5	207.5	210.5	208.0	215.5	7.5
Z 35	鮮魚	103.5	140.5	170.0	188.5	170.0	148.5	153.5	150.6	159.3	8.6
Z 19	塩干	160.0	159.5	170.5	201.0	190.0	173.0	175.7	172.8	181.5	8.8
Z 51	鮮魚	84.5	104.5	118.5	104.5	120.5	105.5	106.3	103.0	113.0	10.0
Z 41	鮮魚	109.0	104.0	142.5	126.5	141.5	133.0	126.1	120.5	137.3	16.8
Z 47	鮮魚	100.5	125.5	95.0	113.0	130.0	125.5	114.9	108.5	127.8	19.3
Z 55	塩干	101.0	62.0	58.0	113.0	110.5	104.5	91.5	83.5	107.5	24.0
合計		8,842.0	9,694.0	10,233.0	9,719.0	9,891.0	8,571.0	146.0	148.0	142.0	▲ 6.0

(注) 平成19年11月14日被申立人求釈明回答に基づき作成